

自主防災組織の結成から活動までの流れ（住民編）

- ①自分の地域に自主防災組織があるか確認する。
 - ・自治会や市町村の防災担当などに確認する。
- ②町内会、自治会で防災について話し合う。
- ③自主防災リーダーを決める。
 - ・自治会の内部組織として防災部を設けたり、他の地区と協力して新たに自主防災組織として立ち上げる。
- ④自主防災組織の規約を決める。
 - ・既存の自治会の規約に、自主防災活動についての記述を加えた形をとる。
 - ・新たに「〇〇自主防災組織」として規約を作成する。
- ⑤役員会で検討し、総会で決議する。
 - ・規約案を総会で決議をし、賛同を得る。

自主防災組織の結成！

- ⑥自主防災組織の結成について、市町村役場へ報告する。
- ⑦防災計画を策定する。
 - ・地元の市町村の防災担当課と相談しながら、災害時の防災体制など自分の地域に即した計画を策定する。
- ⑧自主防災活動を実施する。
 - ・防災資機材等の整備をする。
 - ・平常時は、防災訓練、防災資機材の定期点検、防災意識の啓発活動を行う。
 - ・災害時は、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水の実施等を行う。